

みの限定じやないか、かようにな考へているわけあります。できるだけこの法律は、伝家の宝刀として抜く場合は限定するようにしたい、他は行政指導で実際の効果を挙げるよう、こういうふうに考えております。

○岡田信次君 第四十四条なんですが、昨日のお話で旅客定期航路事業に關しては、四十四条の、川や湖が海上と同じようになつたのですが、そういうたしますと、現在湖だとか沼だとか川で以て、この海上運送法に言われております。船舶運航事業以外の船舶貨渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検量業というものが行われてているのかどうか。

○政府委員(岡田信一君) 河川、湖沼におきましても、やはり自分が船を持つておつてそれを貸す、こういうものがありますれば、これは海上運送法による貨渡しになるわけであります。従つて河川、湖沼でも、そういうものが多少は存在するかと思います。併し今度の改正の狙いは、一般的にそういうものじやなしに、河川、湖沼において定期航路事業を営んでおるもの、これを対象とするわけであります。

ありますか、運送業は、船舶運航事業でありますから、運送業者としての三なる、何といふにありますれば、河川、湖沼と、海上と、分ける必要がないのじやないか。四十四条はやめちやつて、どこか第二条の二項かななんかに加えたら、四十四条は削除しちやつていのじやないかと思うのですが、如何でしよう。

○加賀山之雄君　もう一度第十九条の二について伺いたいのですが、今言つたようなことは大体危なつかしいというようなことは行政監督上わかるわけでありますね。危い経営をしていて、資本的に見ても又運航のやり方を見ても又場所的に見ても危いというようなことはま

あるにもかかわらず航路が經營できなくなる。これをまあそういう虞れのないようにするのが一つ。それからもう一つは、旅客の死傷に対しまして十分の償いをして旅客の立場を保護する。こういう二面をやるわけであります。

二六九 今度の保険契約を命令する
とによつて一体どの程度の見通しあり
お客様の生命財産の保障ができるか。
この点についてもあつと伺つておかね
い。

りましたが、一番必要な業者は行政導導になか／＼これは従わないので、わしろ先ほど個人業者の場合のお話がまざりましたが、たとえ犠牲者が四人でもつてもこれはなか／＼そういう小さな業者ですとこういふうことになつてしまふ、一人当り本当の涙金……。そういうところが一番この十九条の二

まして、海上においては危険性その他から見て五トン以上を、海上運送法もそうです。が、その他の法律も大体そうである。ところが河川、湖沼においては危険性その他から見て、大体二十トン以上を対象にしていいだらう。こういうふうに考えております。今度改正で対象にいたしますのは、二十トン未満の中の定期航路事業だけであつて、従つて定期航路事業以外のものにつきましては、従前通り全然法の対象にしないというのが妥当じやないか、かようになります。

○岡田信次君 それはわかるのです
が、定期航路以外のものはそう多くない。いわんやほかの船舶運航事業以外は殆んど少いというのでしたらわかるのですが、わざわざ河川、湖沼の規定を設けなくても、一つにしてもいいのじやないか。

（東洋新聞社編著　田舎一春） 多くはございませんが、やはり船舶貨渡業なり或いは海上運送取扱業なり、こういうものを行なっているものがあるわけであり

せん場合にはその船会社がそれまであるにもかかわらず航路が經營できなくなる。これをまあそういう虞れのないようにするのが一つ。それからもう一つは、旅客の死傷に対しまして十分の償いをして旅客の立場を保護する。

而も一朝事がある場合にどの程度の
とができるか、さつきお答え頂けな
つたが、今度の保険契約を命令する
とによつて一体どの程度の見通しまで
お客様の生命財産の保障ができるか。
の点についてもちよつと伺つておきま
い。

お話をに伝家の宝刀で命令はしない、お話をがま
政指導で行くつもりだというお話をがま
りましたが、一番必要な業者は行政指
導になか／＼これは従わないので、わ
しろ先ほど個人業者の場合のお話をがま
りましたが、たとえ犠牲者が四人であ
つてもこれはなか／＼そういう小さな業者
ですとこうひらふうなことになつてしま
う、一人当り本当の涙金……

あわかるので、そりつたときには
の十九条の二の「旅客定期航路事業
永続的に確保し」ですが、場合によ
ては非常に営利主義で無理にお客をも
せる、改善命令にも従わないといふ
うな場合は、むしろそういう業者は
統的に確保するよりはやめさせて、
うしてむしろ命令航路のようなもの、
補助してやるとか、そういうことが
ましいのですし、それから「旅客の
益を保護するため必要がある」とい
うところの、この「旅客の利益を保護
する」ということは、「一体永続する」と
ほどの、僅かの金より出ないといふこと
が、あつた場合に旅客を何というか生

○政府委員(岡田修一君) これはちよつと私から御答弁申上げるのも如何かと
じや困るから、もう少しお客にも生
命財産を保障すると同時に、若し万一
のことがあった場合にはもう少しそわ
に対する見舞なり補償なりをよくする
という意味なのか、そういうような古
について御意見を承わりたい。

と願いますが、この趣意は両方を狙っておるわけです。先ほど定期船課長から御説明申上げましたように、一旦事故が起りますと、この保険に入つていま

而も一朝事がある場合にどの程度の
とができるか、さつきお答え頂けな
つたが、今度の保険契約を命令する
とによつて一体どの程度の見通し
お客様の生命財産の保障ができるか。
の点についてもあつと伺つておきま
い。

お話を伝家の宝刀で命令はしない。行政指導で行くつもりだというお話をされました。が、一番必要な業者は行政導導になか／＼これは従わないので、わざと先ほど個人業者の場合のお話をあがりましたが、たとえ犠牲者が四人でもつてることはなか／＼そぞい／＼小さな事業者ですとこういうふうなことになってしまふ、一人当り本当の涙金……。そういうところが一番この十九条の二

お話をに伝家の宝刀で命令はしない、お話をがま
政指導で行くつもりだというお話をがま
りましたが、一番必要な業者は行政指
導になか／＼これは従わないので、わ
しろ先ほど個人業者の場合のお話をがま
りましたが、たとえ犠牲者が四人であ
つてもこれはなか／＼そういう小さな業者
ですとこうひらふうなことになつてしま
う、一人当り本当の涙金……

ですが、そういう意味ならば危なつかしい、経営のできないところを放つて置いたんじや旅客の利益を保護するこにならないので、そういうことの起きないうちに国としてはもう少し強い方法をとつて、いわゆる命令航路、それが必要欠くべからざる航路なら、今はそういう航路があるかどうか知らんが、命令航路のよろなものにして、国がそれをもつと保護してやらなければならん、経営の補助もしてやるようなことが適当なんじやないかと思われますし、それから旅客の利益を保護するためという意味が、その万一の場合に今のような涙……。悪い言葉になりますけれども、これより出せないからとりますが、保険の金額は、二十五万円十万円の二種類にしております。ましてこれはまあ企業の規模によつて定期航路事業を営んでおる者も事故が起るかわからない、併し事故が起つても、まあ三万円か、三万円くらいは払わなければなりませんが、十萬円くらう、ところがこの保険に入ると少しうまめ二十五万円くらいは払わなければなりませんが、まあ一面におきまして旅客の保険に入るものとあるわけでござりますが、従いまして少くとも二十五万円では払えるよう相成つております。これはまあ一面におきまして旅客の保険に入るものとあるわけでござりますが、従いまして少くとも二十五万円では払えるよう相成つております。これはまあ一面におきまして旅客の保険に入るものとあるわけでござりますが、従いまして少くとも二十五万円では払えるよう相成つております。

○政府委員(岡田修一君) お説の通りその辺は非常にむずかしいかと存じます。まあ小さい業者ほど財政的に非常に苦しうございまして、従つてこの保険の掛金が非常な負担に相成るわけでござりますが、併しこれはそら一擧にそこまで持つて行くことは困難でござります。大きい業者から漸次そういう保険思想を普及して小さい業者もこれは入らなければならぬものだとうふうなところに無理なく持つて行く、かように考へるわけであります。従いましてこの法律が施行されたから従つて行政指導をバックにして強化していく全部これに入れようという考えるのは非常に無理だ、漸次そういう方向に業者を持つて行くようにしたい、かように考へております。

議員(關谷勝利君) 大体この眠といたします。ところは、事したひとうよくな」とか安全法、それから船組職員法などもの一部改正も行なうとして、第一に安全性を確保して事故を未然に防ぐことがあります。万一事故が起きましたいに、これは又その弁償、賠償などではありません。これらによつて賠償として依然負担のかかりつけなしといふことになりますので、保険をかけることになります。こう考えておるのであります。それは絶えずあつては大体平均いたしましてあります。それが大体程度のものは負担ではないか。それによつては、全くにしかならんのが、その程度のものは負担けない、こういうふうな気す。

これは大船会社でもそうですが、そういう小さな零細企業者がそうであるかどうかは存じませんが、大体考えて今とにかく保険料をそれに払うことになると、企業者を圧迫するのみならず、船舶の安全性を保持する。危険を予防する、これは丁度労働問題における労働組合法、基準法と同じ考え方になる。大企業と零細企業、中小企業者との間にあって、今日いろいろ、中小企業の安定法を考えたつて労働基準法に特例が設けられない限り、これはなかなか言ふべきしてむづかしいことなんです。殊に労働組合法或いは労働基準法に特例を設けることそれ自身が又一つの大きな問題になりかねない。従つてここにも零細企業を……、いわゆる安全性といふ一般的の概念は結構なことです。が、その零細企業をそれによつて圧迫することには私は依然として變りないと思うのですが、そういうことは圧迫があつてもあえてそれを國家は断行して行こうと、こういうお考えですか。

○一松政二君 そこで私はこれはむしろ全国引つくるめて一つのアールを作つて、そうして非常に安いレートで、損害保険会社がこれを又アールを作るなり何なりして、そうしてこれをその特殊の……、それは危いからそれを付けるとか何とかいうことは、それは昨日の質問で私はできない、と思うのです。安全だ不安全だということは、これはそんなに簡単にわかるものじやない。危いと思えば危いだけの準備と心がまえを持つてやつておりますから、私は木登りの例を引いたわけでありますけれども、従つてこういう法案を出さればそれに対抗して、もつと今度は損害保険が全国的に考えて、どうして乗客もまあ命は一番惜しいのですが、万一の場合にはそれが金銭的に、例えれば飛行機に乗れば少くとも乗つたときには何がしか日本航空が今しておるよくなふるに、船に乗れば船会社の負担にもならず乗客の負担にもならず、と言えどもまあ国家で補償するかといふ問題がりますが、併しブル計算にすれば非常に私は僅かなことで済むと思うのですがね。一年に過去の例を調べてみればそぞらさんのケースはないと思う。併し万の場合に遭遇した人はその零細企業者も乗つてゐる人もこれはもう大変なことになつておるわけで、一体にそういう思想は普及して行きつつある。でここまで、五トソ以下まで拡張される必要があれば、なぜそういうところにこれを持つて行つてもらえないかといふことが私は少しこの法案に対する不服です。たゞここまでやつたのでは、ただ圧迫と……、そうしてまあ大小企業の間にものはずからまあ幾らでもありますか

ら……、私が先ほどから言うのは負担のかけ放しだといふので、これは必ずその間にも議論があると思うのです。まあ小の間には小の間で競争があり、中の中には中の間で競争があり、今度中小があれば大との間に競争があるが、どこかに有利であつてどこかに悪いといふ問題がこの法案にも伏在しておる。従つて零細企業を圧迫する。零細企業を圧迫することは、關谷さんは大いに零細企業の擁護者だと私は思うので、どうしてこうした法案をわざわざ修正になるか、御修正になる以上はもう一步進んで殆んど負担にならずして全体的に安心だと、何があつても、あつたときにはまあそれに相当しなくとも多少慰められると、これは丁度保育室の係官がいなくて水害の時に起つて、そらしてそれを救助した者に対しては國家が責任をとろうといふの考え方もあるわけですし、非常に稀に起るケースであつて、ここまで政局が世話をやくなれば、なぜもう一步そこまで進まないか、そういうことに對しても、大体今申しましたようにブルでやるといふふうなことになりますから一つ伺いたい。

ができますので、である限りその方向に持つて行きたいというのがこの法案の趣旨なんですね。

○一松政二君　ところが私は考えるの
にそういう組合ができたり或いは保険
○衆議院議員(關谷勝利君)　お話の通
りでありますて、現在はこの二十トン

会社と契約ができるような所は一應そういう思想も発達しておる、或いは場合によつては事故もあつたかも知れぬ

い所だと思うんです。ところが全国的にこれを見れば殆んど無事故の所も非常にたくさんあるはずですし、従つて

ブルすれば非常に私は安いものになつて、乗つている人もそんなのが自分達の度を浅いところへつづく。

業者も非常に多いのです。まことに

人もいる。そして今団体と団体とやつてみると、言うけれども、そういう所

んところの田舎で安心している所に事故があるんです。安全だと思う所に事

事故のある所には船
舶の安全というよりも乗客の無理がか
なりそれに左右する場合が多いわけで

乗るなど言つてもそれに乗らなければ今夜帰れないとか何とかいうことになれば超満員で乗る。これ

うなそんな係官も何もいやしないし、行政指導で取締ろうといつたつて、あ

の電車の鈴なり、それからバスの鈴なりを、あれほどの取締規則がありながら、これをどうすることもできない。

はそういう場合に事故が起る危険がある。従つてそういうことも全国的に免れば殆んど懂かることで済む、従つ

そういう方向に持つて行くことがこの法案を修正し或いは通す前提と私は

しなければならんという考え方があるわけなんです。如何ですか、海運局長から一つ。

○衆議院議員(關谷勝利君) お話を通りでありますて、現在はこの二十トン以上のもののだけの旅客定期航路事業者だけの組合になつておるんですが、この法案が通過をいたしますとやはりこれが許可の対象といふようなことになりますので、やはり実態がはつきりつかみ得ると思います。従つてそういうような零細なものこれは組合といふようなものに加入させるというふうな間、まあ負担金等は殆んどかけないといふよう程度で組合に加入させることができますかと思ひますので、そういうふうな斡旋をさせまして、先ほどお話になりましたように、殆んど全部が加入し得らりますが、うんと安くなると思いますので、そういうふうなところへ持つて行つて殆んど全部が入り得るようになるといたしたいところ、いうふうに考えておるのであります。

○一松政二君 今の、關谷さん、二・五%といふのは保険料ですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) 保険料であります。

○一松政二君 二・五%といふ保険料は運賃の……、

○政府委員(岡田修一君) 只今の關谷さんからの御説明、ちよつと補足して申上げますが、只今二・五となりましたのは運賃額の二・五%と、こういうのであります。昨日申上げましたように、人間一人に幾らといふのでなしにその航路について年間幾らの人間が動

いて、大体幾らの運賃額がある、従へうするとの会社は幾ら保険料を払うか、そました場合二十五万円の口に入つて、いると一人当り二十五万円と、こういふことになる。

○一松政二君 私はね、この十九条の二ですか「命がいる」とがである。」ど、「必要があると認めるときは」といふのですが、私の意見では必要があると認めたときは遅いのであって、そらして必要のないと思つてゐるところへ事故が起るのでから、この点は私はよほど考へて頂かなければ、事故があつたからそこが事故が又再びあるといふのじやない、あつたら却つてなくなるのですから、事故があつたからないときにはそれじやどこを認めるかといふと、これはなかへむずかしい。そこで私は法自身が少し、こうじうものを律するには、むしろ全面的に入らなければならんといふなら又これはわかるのですけれども、必要があると認めるところとは、行政官庁、まあ庁がこれを一応認定する場合が若しあつたら、地方の運輸委員会といふ思ひ

するということは、私はこれは非常にどうかと思うのです。これは非常に認定はむずかしいので、これは別に罰則

があるわけでもなければ何でもないで
しょう。従つてそういうふうに認定し
たからといって、命じたからといつた

で、しかも大人がおれからない、まあ入るほうが本来から言えばいいのです、そういう事故があつたときには

レバーナンバードも保険料が高いとい
うと、そういう問題がある。組合に入
つてはるほどの人ならば私は問題ないと

思うのですけれども、五トン以下にいた場合には、組合に入つてない人ばかりであります。今言つたこの原案ですと、「十トンですけれども、五トンまで下げる」と組合に入つてない人ばかりなんです。そういう人を網羅するといふことになれば、むしろ一步を進めて全部入るんだ、入るんだけれども殆んど負担はないんだ、万一負担があつた場合はむしろ社会が、國家が一応或いはそこまで行くんだということの……。丁度國鐵で事故があつたときに、國鐵が見舞金を出すように、國鐵は損害保険かけるよりは一々払つたほうがいいからやらくやるんである、これが個人であれば保険会社は極く零細な保険料でそれをカバーするということになると思うのです。で、私はもうこれは意見になりますが、ここまで抜けるなんならばなぜそこまで抜げないか、これでは甚だ片手落ちであるといふことだけの意見を私は申述べて、一応この質疑は終つておきたいと思います。

した何といいますか、やはり冬季に浪の高いところなことが書いてあります。過去の実績等に徴しまして体そういうようなことが判定がでる。完全にそれができるといふわけもありませんけれども、そういうふにまでできると、こういうわけです。
○大倉精一君 そうするとこれは主として判定は過去の実績によつて必要とするなしは判定するといふふうな考え方を済むわけですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) そりではないのであります、いろいろ何といいますか、地帯によりましては冬季非常に波浪が高いといふことと、航路の何といいますか潮流の関係といふような、激しいところといふふうのがありますから、自然そういうふんなものもすべてを総合的に含めて認めらる、こういうことになると思ひます。

○大倉精一君 こういうような者さんがあるかないかをちょっと聞きたいのですが、それはさつきも松さんの言われた通りに危険の度合とか或いは必要あるなしの判定は非常にむずかしいと思ひますが、私の考えとしては大体航海する人間の安全を確保するといふことはこれはすべての人がやつぱりその恩恵に浴さなければならぬと思う。即ち保険に入つていない、入つているというこの差別があつちやいけないと思うのですが、従つて命することができるのじやなくして、これを何といいますか、すべてがこの保険に入る、すべてが保険に入ると、い建前の下に、而もそれが零細企業を圧迫したり或いは船客の負担が多くなつたりというのではなくして、そういうふうな負担を船客もそれから船主も国家も

○政府委員(植田純一君) 従来からこの地方鐵道補助法につきましては北海道拓殖鐵道補助に関する法律にいたしましたが、只今お話をございましたように、通常の金利或いは通常の配当と比率というものが補助率といふものがきめて参つておるのであります。今回

の六分といふものはそういう觀点から見ますと確かに低いのでございまして、それを引上げたいといふ、もう少し高いものに、補助率にしたいといふ気持はあるのでございますが、現在の日本の經濟の実情、又財政上なかなか

いろいろと問題もござりますので、一応六分といふことにいたしまして、本法施行後の情勢によりまして、又善処したい、かのように考えておる次第でござります。

○植竹春彦君 更に又建設資金や改良資金のうち、金融機関から借り入れるもせしめることが必要であると思われますが、この立案案者として關谷さんのお考へを伺いたい。

○衆議院議員(關谷勝利君) 大体は債務保証をするのが、これが理想的であります。いろいろな方面からの制約がありまして、いろ／＼折衝過程におきましてこの債務保証というようなことがやはり実現をし得なかつたのであります。本当に申しますと現在のような状態におきましては、債務保証をいたしまして、そうして金融の円滑化を図るというのがこれが理想的である、こういうふうに考えております。

○植竹春彦君 第三条で「認定」と「承

認」という言葉を使つておりますが、この使い分けの意義はどういうふうに使つておりますが……。

○政府委員(植田純一君) 先ほど来てお話をございましたように、今回は従来の地方鐵道補助法と違いまして、そのうちの特別な意義を持つた鐵道といふのを認定いたしまして補助の対象としている、そういう意味で認定といふ言葉を使つたわけがありますが、ただこの大きな改良工事、特定の改良工事を必要としたしまして、その改良工事の計画が果してこの趣旨に副うてゐるかどうかという、この改良計画そのものの妥当性と申しますか、必要性と申しますか、そういうものを認めなければならんというような必要がござりますので、この特別の改良工事を施行しますものに対しましては、その計画を承認するという観念を取入れたわけでござります。

○植竹春彦君 そこで第三条の第二号の場合に伺いたいのは、第三条の第二号の場合であります。災害防止のためとありますけれども、前段にあります産業の維持振興上重要でないものであつても、災害の防止のために必要である場合には、その会社に資金がない場合には、やはりこれを何とかして行かなければならぬと考えますのですが、何故にこれが外になつておりますのでありますか。それを局長にお伺いいたしました。

○政府委員(植田純一君) お答えいたしました。実は一番最初に御質問がございましたように、もつとこういふ条件を、むずかしい条件を付けないで広くすべきじゃないかという御意見、これ

は御尤もな御意見でござりますが、立派者から答弁がありましたように、この補助の対象といたしましてはあらゆる種の鐵道でも広くまあその補助をするといふものじやございませんので、お伺いいたしました。

○政府委員(植田純一君) 勿論この認定を受けました鐵道に対しましては、この助成措置、補助の方策を講じたい、かように考へて行きたいため大規模の改良を必要とした場合に、特に産業維持振興上特段の重要性がない、そういうふうなときにはこの災害防止に対して運輸省としてはどういふ御処置をとられますか、無論会社の財政なりが許すならば問題ありませんが、会社の財政が逼迫している事業に對しましては如何なる処置をとられるのであります。監督上の御処置をお伺いしたいと思います。

○政府委員(植田純一君) 一般的に申しましてこの補助法に該当しない鐵道につきましても勿論その正常な发展あるいは又助成ということにつきましては十分まあ関心を持つてゐるわけであります。例えお話をよろしくお聞きいたしましてこの補助法は、その会社の営業全體をばならないと考えますのですが、何故にこれが計上してござりますが、その他の地方鐵道軌道に対しまずところの予算の裏付けは以下のところございません。この法案が通過いたしましたならばできるだけ五の機会にいたしたい、かように考へておられる次第であります。

○植竹春彦君 新線及び改良の補助はその線の区間補助となると思ひます。が、欠損補助はその会社の営業全體を対象として行われると思ひますが、その点如何ですか。この場合鐵道収入だけの欠損を言ふのですか、兼業収入を含めて考へられるのですか、それを局長にお伺いしたい。

○政府委員(植田純一君) このふわゆ

ての新線あるいは改良の場合は、その区間と申しますか、対象といつまでは、この助成措置、補助の方策を講じたい、かように考へて行きたいために例示をしておいて頂きたいと思います。これは關谷さんでも、植田さんでも、どちらでも結構であります。

○政府委員(植田純一君) お話をよろしくお伺いしたい。この場合鐵道収入だけの欠損を言ふのですか、兼業又は投資に關する必要があるのに、本条の適用には十分の注意を要することと思ひます。そこまでこのに、兼業又は投資に關する必要な指示とあります。何のための指示であるか明示していないので、立案者

考るために例示をしておいて頂きたいと思います。これは關谷さんでも、植田さんでも、どちらでも結構であります。なお本法施行後の参考のために例示をしておいて頂きたいと思います。これは關谷さんでも、植田さんでも、どちらでも結構であります。

○政府委員(植田純一君) 現在私鉄業界が各方面に投資或いは兼業するとい

うような場合におきましては、現行法に制限がありませんために、いろいろな事業に投資をしておるわけでござります。本法におきまして、運輸大臣の指定を受け、国の保護を受ける電鉄におきまして、いろいろ、例えば映画でありますとか、或いは非常に投機的な仕事に投資するというようなことになりますと、ます／＼本業そのものの採算を悪くするという可能性も生じますので、そういうものに対しても、投資或いは兼業するということについて、一応この監督する必要上、必要な指示を与えるというふうに考えておるわけですがあります。例えばバスをやる、バスをやる場合に、その会社の利益について相当アラスになるというよろな際にまでこれを禁止しようといふのではないでございまして、或いは会社そのものが非常に危い仕事にまで手を出そうとするような場合に、それはいかんといふようなことを言いたい規定なんだとございます。

地方鉄道業者が、日本國有鉄道の当該
鐵道線路と接近しない、又は並行しな
い区間につき地方鉄道業を繼續するこ
とができなくなつてこれを廢止したと
きも、同様とする。」この点を伺いま
すが、これは両線間のみの接近を意味す
るような場合でありましようか、又
は國鉄からの圧迫のみならず、地方鉄道業
を並行認可してあるような場合の適用
は如何になりますようか、お尋ねいた
します。

に地方鉄道軌道法に特に插入されたものでありましょか。國鐵に対する補償金の条項の問題であります。

いところ事情もございまして、将来経済が安定をいたしますと、そういう計算方式もとりたいと思つておりますが、今回は或る程度そういう方式を考えまして標準化したものにしたいと申つておりますが、できるだけ簡略に強き得るように、又正確を期するように現在検討中でございます。

○植竹春彦君 了承いたしました。質問打切ります。

一応この監督する必要上、必要な指示を
与えるというふうに考えておるわけで
ござります。例えばバスをやる、バス
をやる場合に、その会社の利益につい
て相当アラスになるというよくな際に
までこれを禁止しようというのではな
いのでございまして、或いは会社そ
のものが非常に危い仕事にまで手を出そ
うとするような場合に、それはいかん
といふようなことを言いたい規定なん
でござります。

いては別に黒字である限りよろしい
と、こういうわけですね。培養計画、
例えば遊園地、映画、芝居、デベ
ト、その他の運送業以外の培養計画
ですね、それは従来通り……。

○植竹春彦君 それでは只今の質問の
あととの部分ですが、国鉄からの圧迫の
みならず、地方鉄道を並行認可した場
合、或いはバス路線の認可によつてそ
の地方鉄道軌道が非常な赤字を来たす
ような場合はどういうふうになります
ようか。

○政府委員(植田純一君) そういう場合
合、例えば他の地方鉄道或いは又自動
車というような場合には、この条項は
該当いたしません。

○植竹春彦君 その点は遺憾と思いま
すが、他の質問に移ります。

国鉄の補償金の条項がやはり第二十
四条に入つておりますが、これは可放

査して行なわれますが、従来はこの補助事務が非常に厳格に過ぎまして、普通の鉄道会社の社員ではなか／＼困難であつた事実がありますが、それにに対する監督官厅としての今後の運営についてお考えをお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(山内公獻君) 従来は標準営業費といふものを立てまして、それで詳細な規定を以ちましてやつたわけですが、理想から申上げますと、標準営業費を作りましてやるのがよろしいのでござりますが、昨今の経済界の動搖が激しく、最小自乗法その他の數字的なものがそのままとり得な事務が非常に厳格に過ぎまして、普通の鉄道会社の社員ではなかへ困難であつた事実がありますが、それに對する監督官厅としての今後の運営についてお考えをお伺いいたしたいと思ひます。

第一二一部 運輸委員會會議錄第十一号 昭和二十八年七月十四日【參議院】

昭和二十八年八月八日印刷

昭和二十八年八月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局